

社会福祉法人 甲南愛育会 役員等の報酬に関する規程

制 定 平成 20 年 12 月 11 日
最近改正 平成 29 年 3 月 8 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人甲南愛育会定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(当該会議等の出席報酬)

第 3 条 役員等が当該会議等に出席したときは、別表 1 に定める額を支払うことができる。ただし、この額は法令の規定により、控除すべき額を控除した額とする。

(旅費)

第 4 条 役員等に旅費を支払う必要がある場合は、甲南愛育会旅費規程を準用する。

(摘要除外)

第 5 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第 6 条 規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 12 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 8 日に改定し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

評議員	評議員会等への出席	日額 10,000 円
理事	理事会等への出席	日額 10,000 円
監事	理事会等への出席	日額 10,000 円
	監事監査等への出席	日額 10,000 円

